

〔質問〕 沖本

市政クラブの沖本浩二です。議長からのお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず、行財政改革について、本市において事業仕分け実施の提案をさせていただき、また、改革に必要な人材育成と新任採用の今後について、それぞれ市長の所見を伺いたいと思います。

「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」、これはドイツ帝国初代宰相であるビスマルクの言葉であります。愚者はみずからが失敗を経験して初めて教訓を学ぶが、賢者は歴史、すなわち他人の経験から学ぶ。本を読むことにより危険や失敗を予知することさえできる、そういった意味だと言われております。ただ、一説によれば、「政治家の仕事は歴史から学び、それを今の政治に生かすことだ」とビスマルクは言っただけで、「愚者は経験から学ぶ」とは、それを強調するために後からつけた造句であるとも言われております。

先月 22 日に最終回を迎えたNHK大河ドラマ「天地人」の主人公は、米沢藩初代藩主上杉景勝を支えた文武兼備の知将、直江兼続でした。上杉家は、関ヶ原の戦いで破れた後、会津 120 万石から米沢 30 万石に減封されますが、兼続は執政として米沢城下を整備し、現在の城下町米沢の基盤を築いたとされています。しかし、兼続、景勝の没後、三代藩主綱勝のときに石高を 15 万石に半減されてしまうなど、その後も財政難が続きます。そのような窮地の米沢藩を立て直したのが、若くして九代藩主となった上杉鷹山であります。

6 月定例会で前任者も触れておりましたが、故ケネディ大統領は「上杉鷹山は私が最も尊敬する日本人だ」と述べています。ケネディ大統領は、上に立つ者の姿、政治家としての理想像を鷹山に見ていたと言われます。存命中から藩政改革の名君として敬われ、今日においてもなお行財政再建の神様として評価されている上杉鷹山はどのような行財政改革を実行してきたのでしょうか。

鷹山は藩政改革として、一例ではありますが次のような改革案を打ち出し、実行しました。

一つ、伊勢神宮の参拝は米沢本国や江戸から使者を派遣しない。近くにいる京都留守居役の仕事とする。これは、担当業務の見直しによる業務の効率化を実施したということになるでしょう。そして一つ、年間の祝いの行事はすべて延期する。一つ、班が行ってきた宗教上の行事はすべて延期か中止する。これはむだな業務の見直し。そして、衣類は木綿のものにする。一つ、建物などの修理は公務でよく使う場所以外は認めない。これは、不要な経費の見直し。一つ、食事は一汁一菜とする。ただし、歳暮だけは一汁二菜を認める。これは、従業員や職員のコスト意識の向上。一つ、贈答の習慣は一切禁止する。これは、虚礼の廃止。

以上のように、鷹山はこの時代にあつて、現在にも通じる行財政改革を遂行したと言えるでしょう。

さて、話を現代に移します。先月 27 日、平成 22 年度予算概算要求のむだ遣いを洗い出す事業仕分けの最終日の作業を行い、全 9 日間の日程を終えました。449 事業を仕分けし、廃止、予算計上見送り、予算縮減をあわせた予算の削減額は約 7,500 億円となりました。これに公益法人の基金の国庫返納などで捻出される財源を加えると、総額約 1 兆 9,500 億円に達しました。

初日の 11 日、独立行政法人国立女性教育会館理事長が「私の話も聞いて」と、取りまとめ役の蓮舫参議院議員に抗議する姿がニュース映像で繰り返し放送されるなど、議論の中身だけでなく手法にも注目が集まりました。

予算編成における最終的な判断はまだわかりませんが、今回のこの事業仕分けについて、私個人的な感想としては、これまでの官僚の思いどおりになっていた予算編成作業に一石を投じることができ、何より、国民に見える形で行われたことは大いに評価するものだと思っております。

改革を実行する際、さまざま反論はつきものです。鷹山の藩政改革を到底受け入れられないという藩士も多くいたそうです。また、今回の事業仕分けに対しても、納得できないという声も多く上がっています。

鷹山が直面した当時の米沢藩、そして現在の日本、逼迫した財政難の状況の中、改革を実行すべく荒療治を遂行し、また遂行しようとしています。本市においても同様、今現在厳しい財政の中にあり、次年度予算編成においてはさらに厳しいものになることは歴然であります。ひいては、本市においても荒療治が必要であり、遠藤改革が必要であると私は思うわけであります。

地方自治体の事業仕分けは、平成 20 年 11 月まで 32 の自治体で実施され、神奈川県内では横浜市、厚木市、藤沢市、寒川町で行われております。ことしの 10 月には小田原市でも実施され、2008 年度の 977 事業のうち市が選択した 80 事業を対象に、不要 24 件、要改善 46 件、民間で実施 4 件、国、県、広域で実施 5 件、市が実施 1 件と仕分けし、不要と仕分けされた 24 事業の総予算額は約 2 億円と報じられております。

本市における事業仕分けについては、これまでも議会の中で、前任者含め、私も導入すべきと提案させていただきました。しかしながら、星野前市長、遠藤市長も総じて、「事業仕分けという方法については他の方法も含めながら今後活用できるか検討、研究を進めてまいりたい」とご答弁されております。

さて、前任者の質問から 2 年、私の質問から 1 年が経過しました。事業仕分けについて検討、研究をしていただいたと存じます。本市における荒療治を、遠藤改革を遂行するためにも、私は改めて本市において事業仕分けを実施すべきと提案させていただくものですが、市長の所見をお伺いします。（「自分がやればいい」と呼ぶ者あり）

次に、人材育成と新任採用について伺ってまいります。

改革をなし遂げようとするとき、必要なのはおのれの志を理解する部下が必要であります。先ほども述べましたが、鷹山が藩政改革を進めようとしたとき、その考えを受け入れ

られないという藩士も多くいたそうです。鷹山は、改革を受け入れられない壁として、制度の壁、物理的な壁、心の壁という三つを挙げ、その中でも心の壁イコール意識の壁を壊すことが最も重要であると考え、これを壊すためには次の五つの方法が必要だと考えました。

一つ目として、情報はすべて共有する。二つ目として、現場での討論を活発にする。三つ目として、その合意を尊重する。四つ目として、現場を重視する。五つ目として、組織内に愛と信頼感を回復すること。鷹山はこれらのことを一貫してやり続けたと言われていました。

まさにこれは、遠藤市長の行財政改革を進めるために必要となる部下の意識改革、人材育成にかかわる重要なポイントだと私は考えます。今後、行財政改革を遂行する上で、いかなる手法を用い、部下の意識改革を図ろうとされるのか、人材育成に取り組みられるのか、心の壁を壊すべく、市長の政策的な考えをお示しいただきたいと存じます。

また、鷹山が藩政改革断行のため米沢に向かう途中で起きた板谷峠の火種のエピソードも有名な話であります。

真冬の板屋宿は、米沢藩の衰退を反映して廃墟と化していました。このありさまを見てやる気がうせそうになった鷹山は、ふと目の前にあった灰の入った鉢をかき回しました。すると、中にはまだ消えていない小さな炭火がありました。鷹山はわきから新しい炭を取り出し、小さな炭火に息を吹きつけてみました。新しい炭に火が移りました。

鷹山は、江戸からついてきた家臣に告げます。「私がこの小さな炭火となろう。皆にはこの志という火を受けてほしい。そして、米沢に入ったら皆で火種を起こしてもらいたい。そうすれば、町や村の人も志という火種を受け、我々の取り組みを理解し、協力してくれるだろう。そして、この火は最初は小さなものかもしれないが、やがてそれは大きな炎となって藩をも変える力になるはずだ」。この思いはやがて藩全体に広がったと言われていました。

今後の行財政改革に最も必要なのは、遠藤市長の志を理解し、やる気のある新しい火種であります。

茅ヶ崎市では、県内自治体の多くが最初に筆記試験でふるいにかけたその上で面接などを実施している中、筆記試験の前に集団面接などでやる気やコミュニケーション能力を見る方法を採用されています。同市が職員採用試験の手法を見直したのは2006年度からであります。よりよい人材を確保するため、公務員イコール試験勉強のイメージを払拭した試験を検討し、公務員志望だけでなく民間企業を志望する学生らにも受験しやすい手法にしました。

その手法変更の効果はすぐにあらわれ、2006年度以前の同市の採用試験の競争率は事務職で見ると10倍台で推移していましたが、2006年度実施採用試験では26.7倍、2007年度では21.4倍、2008年度には24.1倍、そして2009年度は35人程度の募集に対し1,571人が受験し、競争率は44.9倍までにはね上がりました。募集の人数や条件などの違いもあり単

純には比較できませんが、湘南や県央、県西にある自治体では5倍台から10倍台が多く、茅ヶ崎市の人気は突出しております。

また、同市では茅ヶ崎をPRして応募者数をふやそうと、攻めの採用活動を進めております。市のホームページと広報紙でしか見られなかった募集要項を就職・転職情報サイトにも掲載したほか、東京ビックサイトで開かれた合同企業説明会に民間企業にまじって参加し、主に大学3年生に就職は茅ヶ崎市へとアピールしました。その結果、北海道から沖縄まで、全国から受験生が集まってきていると言われております。

私は、本市においても、遠藤市長の志を理解し、やる気のある新しい火種をふやすためには、茅ヶ崎市のような新任採用試験の手法を導入すべきだと提言をするものであります。この手法について、遠藤市長の所見を伺いたいと存じます。

次に、児童虐待防止の取り組みについて、本市における現状と対応、そして児童虐待防止推進月間の対応に関して伺います。

厚生労働省は、このほど2008年度の社会福祉行政業務報告を発表しました。この中で、児童虐待の件数、4万2,000件を超え、過去最高を更新したことが明らかになりました。それによると、全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は統計をとり始めた1990年度からふえ続け、2008年度は前年度比2,025件増、5%増の4万2,664件となりました。これは10年前の6.2倍、児童虐待防止法が施行された2000年度と比べても2.4倍になります。

件数の増勢が衰えない要因としては、虐待そのものが増加していることに加え、近年は虐待に対する意識・関心が高まった結果、通報などがふえたことが挙げられます。

虐待の内容は、暴力を振るうなど身体的虐待が1万6,343件で最も多く、次いで食事を与えないなどネグレクトが1万5,905件、言葉による暴力など心理的虐待が9,092件、わいせつ行為など性的虐待が1,324件となっています。この中で、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待が前年度比でほぼ3%以下の増加にとどまっているのに対し、心理的虐待は19.3%と急激な増加を見せています。

虐待件数を子供の年齢別に見ると、1、小学生1万5,814件、2、3歳から小学校入学前1万211件、3、3歳未満7,728件、4、中学生6,261件、5、高校生その他2,650件の順になっています。このうち高校生その他は、前年度比で26.1%にふえています。

次に本市の状況ですが、平成20年度の座間市における児童虐待の件数、48件であり、虐待の種類としては心理的虐待が最も多く19件で、次いで身体的虐待が16件、ネグレクトが13件となっています。性的虐待は虐待の性質上発見が難しい種別と考えられ、0件となっております。

虐待件数の推移を過去4年間で見ると、虐待件数は50件前後で横ばいとなっています。虐待の種別件数を比較しますと、過去3年間では身体的虐待が最多でした。しかし、20年度では国全体と等しく心理的虐待が最多の状況となっています。また、性的虐待は過去4年間で1件となっており、やはり虐待の性質上発見が難しい種別と考えられます。

このほか、事前に保健福祉部よりいただいた資料には、虐待を受けた子供の特徴として、

1、被虐待児の性別、2、被虐待児の年齢分布、3、虐待につながるような被虐待児の状況、4、兄弟への虐待の有無。また、虐待を行った保護者等の特徴として、1、虐待者の内訳、2、虐待者の年齢、3、虐待者の就労状況、4、虐待者の心身の状況、5、世帯構成。そして通告者の状況など、数値データや、そのデータに対する解析、対応を図るべく考察がまとめられております。

そこでお伺いするものですが、こうした考察をもとに、こういった対応を図っているのでしょうか。例えば、虐待を受けた子供の特徴として、被虐待児の年齢分布調査から、「虐待を受けた子供の年齢分布は、2歳児を頂点として0歳から8歳までが多く、この年代に全体の9割弱の子供が集中している。虐待をいち早く発見し、防止していくためには、日常子供に最も接する機会の多い学校や幼稚園、保育所などが子供の状況を的確に把握し、シグナルを見落とさないことなど、虐待への理解と関心を深めていくことと早期介入が重要」と考察を述べられております。これに対し、学校や幼稚園、保育所ではどのようなアクションをとられているのか、そしてこれらを含めた当局の所見を伺いたいと存じます。

私は、こうした情報を共有化し、総じて虐待防止の活動の推進を図る組織として存在するのが平成17年4月に設置された座間市要保護児童対策協議会だと思っております。この解釈に間違いはないのか伺っておきます。

その上で、座間市要保護児童対策協議会に関して伺います。

私は、平成19年、第2回定例会の一般質問で、その構成メンバーに医療ネグレクトの対策の一環として、座間市歯科医師会と学校関係、教育委員会も加えるべきではないかと提案をさせていただきました。その際、星野前市長からは、「座間市歯科医師会については早急に検討をさせていただいて要請をしていきたい。また、学校関係、教育委員会については十分検討をさせていただいて対応したい」と述べられていますが、その後の動き、経過、結論について伺っておきます。

次に、本市のホームページからも開示できます平成17年度から平成20年度の座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画実施状況報告書から、第7章、要支援家庭への対応などきめ細かな取組の推進、（1）児童虐待防止対策の充実に関して伺ってまいります。

平成17年度、18年度、19年度の評価・次年度改善点欄には、「代表者会議を計画どおり実施していない。また、実務者会議の開催が少ない。実務者会議を定期的で開催し、日ごろから関係機関の意識を高める必要がある」と、3年間全く同じ評価、改善点を上げられておりますが、この改善が進まなかったその理由、そして原因について伺っておきます。

また、平成20年度では、「ネットワーク会議をさらに充実していく必要がある。また、実務担当者会議において開催方法、内容について再検討が必要」と、記述が変わっております。平成20年度、代表者会議は改善されたのか、あるいはネットワーク会議に移行されたのか。実務者会議を含めて、平成21年度では改善の方向へ至っているのか、あわせて伺っておきます。

次に、厚生労働省で平成19年5月に公表された要保護児童対策地域協議会（子どもを守

る地域ネットワーク) スタートアップマニュアルについて伺います。

このマニュアルは、新たに要保護児童対策地域協議会をスタートしようとする自治体の関係者を念頭に、協議会の設置によって何が変わるのか、どのように運営していけばよいのかなど、協議会の設置・運営に当たりまず必要となる知識、ノウハウなどを取りまとめたマニュアルを作成し、設置促進及び機能強化を図るために地方自治体に対して周知したいという旨で公表されております。

マニュアルの概要としては、1、地域協議会の設置によって何が変わるのか、2、どうい手順で設立し運営していけばよいか、(1) 設立まで、(2) 設立後当初の運営、(3) 1年目の運営、(4) 2年目の運営、(5) 3年目以降の運営、こうした構成になっており、それぞれさらに細かい手順と留意点がまとめられております。

このマニュアル、あるいはこれに類したものについては、保健福祉でも既に情報をお持ちだろうと思います。本市では協議会が設立されておりますので、マニュアルに示されている年度ごとの水準、あるいは達成度が気になるところであります。

本市の協議会をマニュアルの年度水準としては今現在何年目の運営という位置に当てはまるのか、どのように自己評価されているのかお伺いいたします。

また、マニュアルで示されている3年目以降の運営の中には、市町村独自のマニュアルづくりや援助事例集の作成などが促されていますが、これに対し、本市としてはどのように考えておられるのか伺っておきます。

協議会に関する質問はこれでとどめておきますが、今述べたマニュアル公表の説明の中でも、「協議会は児童虐待への対応の最前線に立つ市町村の中核となる組織であり、その運営のあり方次第で地域における子供たちの安全と幸せが大きく左右されることが考えられる」と述べられております。

るる質問をさせていただきましたが、児童虐待防止に携わる皆さんにおかれては、それぞれの立場でさまざまなケースに向き合い、何とかしようと真剣に取り組まれ、努力をされていると思っています。こうした皆さんの努力がむだにならないように、自治体として統括的な対策に結びつけるための組織、この協議会のあるべき姿ではないでしょうか。

そして、児童虐待による痛ましい事件をこの座間市から出すことがないように、全庁全機関の強固な体制を確立する必要があると思っています。児童虐待防止について、座間市における全庁全機関の強固な体制づくりを切に願いながら、遠藤市長の政策的な所見をお伺いいたします。

最後に、児童虐待防止推進月間の対応について伺います。

先月は児童虐待防止推進月間だったわけですが、本市においては広報への記載、そして自治会の回覧、公共施設へのポスター掲示、また、きょうもつけておられる方もいますが、オレンジリボンの配布も行われ、それらが推進月間の主な取り組みだったと思われま。

私はこの取り組みを評価し、とりわけオレンジリボンの配布に関しては、衣服につけていればお会いする方々から必ず「それは何だ」と聞かれ、「このオレンジリボンというのは」

ということで説明をさせていただいています。お会いする方々、興味を持って質問される方々に周知を図ることができたと思っています。そういった意味では大変評価されるべき取り組みだったと思っています。しかし、残念ながらまだまだ多くの市民へは周知をされてないというのが実際のところではないでしょうか。

児童虐待の早期発見、対策は、市民から発せられる情報も大変重要であります。前段述べた本市の状況、要保護児童対策地域協議会を含む本市としての取り組みなど、広報、ホームページを使って常に市民へ呼びかけながら、行政と市民が一丸となって取り組めるようなPRの仕方も必要だったのではないのでしょうか。

要望の気持ちを込めながら、推進月間にこだわらず、次年度以降の取り組みについて当局としての考えをお伺いしまして、1回目の質問を終わります。

〔答弁〕 遠藤市長

それでは、いただきました沖本議員のご質問のうち、私の方からお答えすべき点についてお答えをしまいたいと思います。

まず、ちょうどことは「天地人」ということで、NHKの大河ドラマ、直江兼続という、上杉家、これを存立せしめた知将のお話ということで、さらに上杉家の伝統を引く上杉鷹山公の話を引きかたて、行政改革、そしていわゆる藩政改革に尽くしたその手法というものを、これをどのように思うかと、そしてさらにはそれを例に引いていただきながら、幾つかのご質問をいただいたわけでございます。

まず、改革、すなわち荒療治が必要になるという中で、今、国においては事業仕分けという手法をとられて、まさに荒療治を進めておるという状況にあるわけございまして、そうした点を踏まえて、本市においてこの事業仕分けという手法を取り入れるということについていかがなものかということ、私の所見をというお話をいただいたわけでございます。

議員お話しいただきましたように、昨年末の第4回の定例会において、この件についてご質問をいただいた経過があるわけでございます。そのときにお答えした内容というのは、議員からもお話ございましたように、本市の行政評価のシステムにおきまして、内部評価、そして外部評価、そして市民アンケートなどによりまして一定の評価を行っております。また、行政改革大綱の推進、さらには市民と行政の役割分担に関する基準により人員評価を行っている。そして、これは現在も継続して推進をさせていただいている。さらに、この事業仕分けに関しては、今後これに関して検討、研究させてもらうというふうな答弁をさせていただいたというふうに思うわけでございます。

それから以降、この事業仕分けという手法について、これまで構想日本によって考えられた手法であるわけでございますけれども、これが今回は地方公共団体ではなく国によって行われたということから国民的な関心事になったわけございまして、この仕分け作業が行われ、それが終了し、これからこれがこの新しい政権のもとでどのように予算に反映

をされていくのかということがちょうど全国民、注目の集まるようになっておるところであるわけでございます。

あえてこの件に関して、現在の事業仕分けに関して申し上げますと、いろんな評価があるわけでございまして、これも議員からご指摘があったような部分での評価、さらに非常に短い時間の中で最終的な評価ができるのかといったような部分の議論もあるわけでございますけれども、私はこれについて、まず予算決定についての過程、これがいわゆる今流の手法でどのように決められてるのか、どのような内容なのかということについて、一部ターゲットは絞られておりますけれども、国民の眼前にさらされたという部分では、やはりこれは評価をすべきことではないかというふうに思います。

ただ、もう一つ、それに対しての国民の反応というものをみますと、現在の社会において人々がどのような感じでこれを見ているのかということ、これを知る上では、またもう一つ、潜在的にこれは有効なのではないのかなという感じも持っております。しかしながら、これもやはり試行錯誤の中での話であるわけでございまして、では今回の手法がこのままでいいのかどうかということについては、やはり議論があつてしかるべき話だというふうに私は思っております。

例を引けば、これもさんざん議論をされてる話でございしますが、私の身近な話をさせていただきますと、いわゆる科学技術、基礎研究の関係の仕分けでございまして。私がこれまで経営をしてきた会社の仕事とも大いに関係があるのでちょっとお話をさせていただきたいのですが、前回のたしか議会で私、公と、それから民との関係についてどう考えるのかといったようなご質問をいただいたというふうに思うわけでございますけれども、民間というのは利益を上げるべきもの、それを通してやはり社会に対して貢献をして還元をしていくべきもの。公というのはそうではなく、直近、眼前の不利益にならなくとも、やはり社会を支える上で必要なものについて担っていかなければいけない。これがやはり公が持つ大きな使命であるというふうに思うわけでございまして、そういう部分では、この基礎研究の関係、これを担っていく、さらには今回もいろいろとやはりご意見が出ている部分でのスポーツの振興の関係ですとか、はたまた、直近でまた大きな話題になっているのが医療費の中での漢方薬については、これは保険の適用を認めないといったような話があったりだとか、個別具体に見ていくと、もう少し深い議論があつた中で、もっと大所高所に立った議論があつてもいいのではないのかなというふうなテーマについて、まず財政的な課題、直近の部分においてこれが効果があるのかないのかということで議論がなされた部分もかなりあつたのではないのかなというふうに率直に感じておるところでございませう。

ただ、さきに申し上げたように、そうしたものを含めて、それが公開をされて、いい悪いは別にし、またその効果があるかないかは別にして、それこそ仕分け人の立場でいらっしやう。例えば蓮舫議員なんていうのは、ある面では憎まれ役になっておるわけでございますし、そういう点も含めて、一定の手法、今まで取り入れていなかった手法ということ

で大変興味があるなというふうに私も改めて感じておるわけでございます。

一方、私どもの、では行政、市政、基礎自治体としての市政を考えたときに、これは地方自治体の事業の仕分けということから入ってるわけでございますけれども、私どもの市政の中での事業、これも例えば先ほど申し上げた内部評価、外部評価もしていただいておりますけれども、私どもの単独の意思だけではなく、やはり国、県との間の義務づけ、枠づけという中で定められて行っている事業というものは、かなりこれはあるわけでございます。これも事業費という部分からするとかなりの部分をこれは占めておるわけでございまして、私、この今、市政を任せていただいた中で、ことしの予算編成の際にも感じたのですけれども、現在残ってきてる事業、特に大きなものというのは、こうした部分の中で外すことができないものというものがかなりの部分を占めているというふうに思っております。そうでないものについて、市単独で行ったり、また先ほどの補助金の関係ですとか、そういった部分での整理・縮減を行っていく、こういった方向で考えていく場合には、この事業仕分けというのもやはり一つの手法ではあるなということを改めて今回の一連の取り組みの中で感じておるところでもございますし、これについては、また今後の仕分けの結果について予算にどのように国が反映させていくのかといったようなことも見きわめながら、今後の取り組みの中でどのように取り入れるのかについては考えてまいりたいというふうに思うわけでございます。

もう一つ、事業仕分けについては、私常々思うのですけれども、結局はあと国の場合ですと、いわゆる独立行政法人の関係、天下りの関係ですとか、いろんな部分でのむだ、それから埋蔵金というふうな話もあるわけでございますけれども、私はあえて申し上げれば、そちらの方を先にやはり整理すること、これの方が先だったのではないのかなというふうな感じも率直に持たせていただいております。

ぜいたくを排して、やれることはやれる範囲でやる、それから、組織における仕事の速度と質の向上を求めていく、さらには、本当に必要な活動であれば、当然これはだれが見ても、これについては予算措置をするようになるというような部分、これは議員がおっしゃられた上杉鷹山公がなされた政策的な方向性とも合致するのではないかと思います。そうした部分をやはりしっかり踏まえながら、今後の取り組みの中に参考にさせていただきたいというふうに思いますし、この一連の流れというものをさらに深く注視をさせていただいた上で、行政に生かせるものは生かしていくということで考えてまいりたいというふうに思います。

さらに、鷹山公のお話を引き合いに出された中で、この行財政改革というものを遂行、断行していく中で三つの壁、制度の壁、物理的な壁、心の壁と、こういったものを壊すことが重要であると、それをやはり今の私どもの市政に対しても、こうした考え方、姿勢というものを準用する中でやっていく必要があるのではないかといたようなお示しもいただいたわけでございます。

心の壁を壊すべくどのような取り組みをするのかといったようなお尋ねだったというふ

うに思うのですけれども、私は、ここで議員からもお話がございました鷹山公がおっしゃられる情報の共有、さらには現場での議論の活発化、そしてそこから生まれた合意の尊重、さらには、申し上げております現場第一主義ではないのですが現場を重視をするということ、それから生まれてくる組織内のお互いの信頼感、これを醸成をすると。これなくしてやはり組織というものは動いていかないというふうに私がかたく信じておるところでございます。

そうしたことから、就任以来の1年2カ月の取り組みの中で、私も常にそうした姿勢、考え方をもちながらこの取り組みはさせていただいてまいっておるわけでございますし、職員提案の奨励の関係、それから若手職員チームによる提言の関係、さらには不祥事出来の際の庁内の職員の意思統一、そしてこれについての考え方について共通化を図り、これを徹底をしていくと。これについて、例えば休眠状態になっていた課内会議というものを積極的に奨励をして開催をさせ、その報告をさせると。さらには、単なる業務の場だけではなく、ほかの部分でも職員の中に私も入ってまいりまして、いろいろな個別の意見を聞くというようなことも心がけをさせていただいております。

この場で具体的な答弁ということは差し控えさせていただきますけれども、この職員がこのようなことを言うのかというような、こういうような提案、提言というものもかなり今、個人的にお話をいただいたり、また、いろんなオフィシャルの会合の中でいただいたりだとか、さらにはプライベートの中でいただいたりだとか、いろんな部分での私も気づきをいただいております。それに対しては、やはり誠実に私なりの考えを伝えさせていただいて、これについてのやはりお考えをまた返していただくと、こういうコミュニケーションのとり方というものを心がけさせていただいておりますし、それはまたぜひ、私から言うのもいかなものかと思いますが、職員の側でどのように受けとめていただいているのかということについては、私も大変関心があるところでもあるわけでございます。

こうした点を丹念に積み重ねていくということがやはり行財政改革を進めていく上での土壌の醸成になるわけでございまして、そうした点で、これを一つ一つ積み重ねになりますけれども、職員の自主性を重んじながら、その一つ一つ、それぞれ責任ある立場で行政執行に当たってるそれぞれの職員の考え方、これを尊重しながら、お互いがやはり安心して自分の分担を任せられて仕事をしていけると、こういう環境づくりをしていきたいというふうに考えさせていただいております。

そうした中で、私がそういう姿勢を示してやっていく中で、その志を共有するようなやはり職員採用、新規の採用というものも当然必要になるであろうと。それについての取り組みはいかがというふうなお話もいただいたわけでございます。

茅ヶ崎市の例を引いていただいて、いわゆるこれまでの公務員採用、すなわちまず筆記試験ありきで、その後に順を追って面接をしてというような流れをひっくり返す方法、さらには民間の会社にまじっての合同企業説明会に参加してPRをするというふうな手法をとっているという、これは非常に興味がある手法であるわけでございまして、私もかつて

は民間の経営者として合同企業説明会等に会社の新卒の採用のために出向いていたり、その場の雰囲気ですとか、どういうPRができるかということは存じ上げておるわけですが、なかなかこれもいろんな取り組みの中で興味がある手法だというふうに思っております。

ただ、もう一つここで言えることは、費用対効果という話も出てくるわけですが、率直に申し上げて、これは民間の会社でもそうなのでございますけれども、まず書類選考を行って後に筆記試験を行うというのは、ひとえにやはり費用対効果の部分で、できる限りそこで、言葉は悪いのですけれども足切りをしていくという、一定のところの方を残して、それに対してさらに細かい部分での選考に向けての取り組みをすると、こういうふうな流れになっておると思います。

ちなみに、私どもの今年度、平成21年度の新規採用の応募でございますけれども、1次試験の受験者数が一般事務A、一般事務Bを含めて289名でございます。一般事務Aについては229名、これは大学卒業程度ということになりますけれども、一般事務Bについては60名、合計289名。うち男性が214名、女性が75名でございます。最初に募集するパイが大きければ大きいほど、これはやはりいい人材がその中に埋もれてるという可能性も高いわけですが、それを広げていくという努力はやはりする必要があるかと思っておりますけれども、現状、こうしたやはり新卒の採用をするに当たって、もう一つは、昨年度から年齢枠を35歳までに当市では広げさせていただいております。その結果、実は私の方で最終面接をこしは31名させていただいておりますが、その中で恐らく、どうでしょうか、15%から20%ぐらいは既に結婚されてお子さんを持たれてるという方もいらっしゃると思います。単なる新卒だけではなく、社会経験をされ、また家庭を持たれているというような方もいらっしゃるわけですが、非常に多様な方が応募をさせていただいておりますし、応募の動機というものを伺ってみますと、結構今、インターネットの中で市のホームページを見たりだとか、私の取り組みの考え方だとかをごらんになられたりだとか、いろんな部分でやはり情報を得られた中で受験をされてるという部分もかなりあります。また、その面接等の中で、私も具体的な設問はここでは申し上げられないのですが、かなり突っ込んだ質問をさせていただいております。それは今後、特に一般事務のAの職員採用については、いずれこの中から幹部職員も出る可能性もあるよと、市政というもの、それから行政というもの、地方自治というものを総合的に考えたときというようなことで、具体例を挙げての質問を発したりもさせていただいております。そうした部分で、以前どうだったかということは私もよく知り得ませんけれども、受験をされる皆さんにとっては、それなりのやはりいろいろな部分での多様な設問のされ方がされてるというふうな受けとめていただいておりますし、当面はそうした部分での具体的な採用活動の中で工夫をしながら取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それから最後に、ちょっと長くなっちゃってるのですが、児童虐待の関係、これはきょうもつけてますけれども、一つだけ例を挙げさせていただきます。この間ちょうど児童虐待防

止月間ということで、相武台の成光学園でおそば屋さんたちのそば庄の皆さんがおそばを振る舞うというチャリティのイベントが年に一遍あるのですね。そこにではぜひお邪魔させていただきたいということでお邪魔をしてきました。その中で、私がお邪魔したときに一番低年齢の2歳から保育園・幼稚園就業年齢までのお子さんたちが最初におそばを振る舞われたのですけれども、やはり児童虐待、養育拒否といったような部分からこちらにお世話になってるお子さんが、私が想像している以上に多いわけでございまして、これは本当にショックでございました。そして、その中でやはり一番低年齢のお子さんが児童虐待といったような部分も含めてお世話になっている中で、本当に皆さんが一生懸命つくっていただくおそばに夢中になってこれを食べてる姿というのを見て、本当に胸が締めつけられる思いで帰ってまいりました。

議員おっしゃるようであってはならないわけでございまして、非常に痛ましい、悲しい、そして悔しい一通りの事象であるわけでございまして、これに対しての取り組みというのは、やはり上げてやっていかなければならないことは言をまたないわけでございます。私といたしましても、そういった点を踏まえて、今後、ご指摘をいただいたような部分、総合的な取り組みというものを、要保護児童対策協議会といった具体的なものもあるわけでございますし、そのあたりを含めてPR、それからこうした課題を社会全体でとらえるというふうな運動というものをやはりきちんと展開していく必要があるかというふうに思っています。

以上とさせていただきます。

〔答弁〕 田中保健福祉部長

児童虐待防止の取り組みにつきまして、残りの部分を答弁させていただきたいと存じます。

まず、学校や幼稚園、保育園、どういうアクションをとられているのか、当局の総括的な所見をというご質問をいただきました。

まず、乳幼児に虐待が多いということは、以前から特徴としてございました。まず、平成17年度からの取り組みにつきましてご報告をさせていただきますと、オレンジリボンやパンフレットの広報、啓発物品配布やポスターの掲示のほか、学校、幼稚園、保育園関係者はもとより民生委員や子育てサークル等、また市民一般を対象にハーモニーホール小ホールにて、「子どもを虐待から守るために地域でできること」といたしまして、地域による児童虐待の防止、早期発見、こういったことをテーマといたしまして、児童虐待防止啓発講演会を17、18、19年度の3カ年間、それぞれ約100名程度の参加をいただき、開催をさせていただいたところでございます。

その講演会ごとにアンケート調査を実施いたし、感想等を参考に次回の講演会の内容を講師にお願いしておりましたが、参加者の虐待に対します認識や知識の差があるためか、「3回ともに難しかった」、あるいは反対に、「もっと具体的に実践的な内容を」などのさ

さまざまなご意見をいただいたところでございます。そこで、20年度からは個別対応の方がむだなく効果があるのではないかという考えから、子育てサークルがお集まりの中に職員が児童虐待の話を2カ所でさせていただき、今年度につきましては、市内保育士を対象にした研修プログラムを2日間に分けて計画をさせていただいたところでございます。

次に、虐待防止の活動推進を図る組織として存在するが、座間市要保護児童対策協議会だと私は思っているが、私の解釈に間違いはないかというご質問でございますが、議員さんの言われるとおりでございます。家庭及び地域社会で健やかに子供が成長、発達できるよう、育児不安等を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童、要支援児童への適切な支援として、防止、早期発見、見守り等を連携して図るためと考えております。

また、座間市歯科医師会、学校関係、教育関係も加えるべきではないか、その後の動き、経過についてでございますが、教育委員会につきましては、委員としての参加はございませんが、市の関係部署として教育指導課と青少年課が協議会時には参加していただいております。協議会の目的として、先ほども述べさせていただきましたが、防止、早期発見、見守りといった観点、また専門的なご意見などをいただける組織から選出いただいております。今年度新たに学校関係につきましては小学校校長会の参加、また歯科医師会についても参加いただきたいと考えております。

続きまして、平成17年度から20年度の座間市次世代育成支援行動計画実施状況報告書から3年間全く同じ評価、次年度改善点として掲げられていますということでございますが、その理由でございますが、一義的に市町村が窓口となりまして児童虐待のケースを扱うに当たり、担当課に児童相談所出身の児童相談員1人を配置し、開始をさせていただいたところでございます。実際にケースが発生した場合、相談員とともに職員が対応に当たっておりますが、実務者会議においてはケースの検討がメインですので、会議を牽引する職員が育っていなかったことや、会議の運営についてもケース会議がメインの活動となってしまうことが原因と考えられます。

また、代表者会議は改善されたのか、あるいはネットワーク会議に移行されたのか、実務者会議を含めて平成21年度では改善の方向へ至っているのかというご質問でございますが、代表者会議につきましては、開催時期の定着や新委員の参加について、早急に対応していきたいと考えてございます。また、実務者会議におきましては、現在、会議時においては全員招集してお集まりいただいて情報交換等をさせていただいておりますが、市立幼稚園連絡協議会や保育士会から複数の組織の代表者の場合、自園以外のケースについては一切情報を持っていない、実務者会議において得た情報をその組織に反映させることができない状況もございます。さらには、その団体に虐待ケースが全く発生しなかった、また直接ケースにかかわりのない担当が会議においてうまく参加できないなどの状況があり、この辺の改善に苦慮をしている状況でございます。今後、ケース検討だけではなく、会議時において研修なども兼ねながら進めていきたいと考えております。

次に、厚生労働省の要保護児童対策地域協議会スタートアップマニュアルを公表しているが、何年目の運営まで進んでおられると評価されているのかというようなご質問でございますが、講演会や研修会については3年目以降と考え、協議会の構成員の専門性を高めるため、また総合力をつけるについては2年目と考えてございます。

また、3年目以降の運営には市町村独自のマニュアルづくりや援助事例集の作成などを促されているが、市としてはどのように考えているかということでございますが、神奈川県でマニュアルを作成しており、現在それを関係機関に配布をさせていただいているところでございます。そこには、子供の基本理解、児童相談所の機能と役割、子供虐待の相談と援助の流れ、関係機関の役割などが網羅されております。座間市といたしまして、相談の流れ以外の部分につきましては、これを超えるマニュアルは難しいと考えてございます。また、援助事例集につきましては、市域が狭い座間市では特に工夫や配慮が必要と考えますが、今後の手助けとして検討してまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、児童虐待防止推進月間の関係で、次年度以降の取り組み、対応についてというご質問をいただきました。この月間中におきましては、11月でございますが、11月には市民ふるさとまつり等も開催をいたしております。このような中でPR、そういったものを検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔質問〕 沖本

一定のご答弁ありがとうございます。

若干再質問させていただきたいと思いますが、事業仕分けに関しては、まずは取り組みは参考にするというご答弁だったので、実際には事業仕分けにはまだ踏み込まないという判断でよろしいということですね。

事業仕分けは先ほどもありましたけれども、別に行政がやらなくても委員会としてもやってもいいし、それから我々議員の中でもやってもいいしという、そういういろいろやり方があるので、それはまた参考にさせていただきながら考えたいと思いますけれども、では、せんだっての企画総務常任委員会の中でも、委員の方からある事業について二つ、これは同じようなものなので一つにできないのかとか、そういう話もあったのですけれども、そういう事業の統廃合といった形は、もちろん座間市独自の事業になるわけですが、そういったことも考えられるわけですね。

そんな中で、本市における行革というと、さまざま行政改革推進本部、行政改革審議会とかいろいろあるわけですが、例えばですよ、例えば民間の視点で行革を考えられる機関、組織としては行政改革審議会というのがあると思うのですけれども、そういった中で、今現在どういう内容でされてるのかというのは私もよくは知りませんが、ホームページを見ればその議事録等も出ているのだと思うのですが、そういった中で、事業仕分けとまではいきませんが、こういう事業があつてこういう事業がある、その事業の中

の、何というのでしょうかね、同じような性質のものは、先ほど申しましたように委員の中でありましたけれども、くっつけられるのではないとか統廃合という形の意見を聞くことも可能だと私は思っておりますので、事業仕分けとまではいきませんが、この行政改革審議会等々を使われて、普通の民間の視点で事業を見るということも可能だと思いますので、そこはまず、これは要望ですけれども申し述べておきたいと思っております。

それから、人材育成、そして新任採用については、市長のお考えが非常に伝わりましたので、ぜひそういうことを進めていただきたいなというふうに思っております。これからあと何年先、先ほどの幹部職員の話もありましたけれども、こういったやる気のある人材をどんどん取り入れていただいて、また行財政改革に取り組んでいただければなというふうに思っております。

それから、児童虐待の方ですけれども、データをもとにした考察、それからアクションということでは理解できました。ただ、先ほどは乳幼児だけのお話でしたけれども、やはり段階段階があると思うのですね。データの的には確かに乳幼児は多いのでしょうけれども、ただ、実際に先ほど数述べましたが、これはやっぱり氷山の一角ということももちろん考えられるわけで、年代にかかわらず、やはりそうした対応というのは取り組んでいただきたいというふうに思っています。

学校関係は特に、アンケート調査ありましたよね、就学前児童のアンケートがあつて、それから就学した児童のアンケート、これ二つに分けられたと思ってるのですけれども、就学前の児童のアンケートに関しては虐待のアンケートがあつたのですよ。就学された児童に関してはそういう虐待のアンケートってなかったのですよ。それはやはり、就学された児童も、もちろん保護者に対してのアンケートですけれども、これはしっかりやっていただきたいし、教育関係の方でいいますと、やはり平成 19 年度、平成 20 年度でしたか、教育長、問題のある児童に対しての……（「問題を抱える」と呼ぶ者あり）。そうですね、ありましたよね。そういったことの中にはもちろん児童虐待の話も当然ありましたし、その対応についても関係機関との連携とか、そういったことはたしかこの事業の中に含まれておりましたので、そこはやはり連携をとりながらやっていただきたいなというふうに思います。

せんだっての新聞にも出ておりましたね、何か神奈川県が学校内での暴力行為というのがワーストだったと。その原因の一つに、やはり要は暴力をする児童は家庭内で暴力を受けているという、それが一つの原因もあるというふうに出ておりましたね。やっぱりそういったことでは、就学前、就学後関係なく児童の、何というのですか、保護者に対する周知というか、そういったところはぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、あと歯科医師会、それから学校関係、教育機関の座間市要保護児童対策協議会の方の参加ということで、教育委員会の関係は協議会に参加しているということですね。なおかつ、歯科医師会も今後参加していただくということでよろしいのですね。それはちょっと、ありがとうございます。

それで、いろんな市をちょっと見てみたのですよ、やっぱり、協議会のメンバーをずらずらずらっとホームページを使って。やはり座間市の協議会メンバーというのは、外部団体をメインとした何か一覧表になってるように見えました。他市の場合でいいますと、やっぱり庁内の教育委員会だとか、そういったところも全部含めた形の機関、それをメンバーとして構成されているというふうに見えますので、ぜひその辺も、参加してるのだったらやっぱり協議会のメンバーとしてちゃんと登録していただいて、座間市もちゃんとやってるのだぞというPRではないですけども、そうした見える形にしていきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

それから、先ほどの座間市次世代育成支援行動計画実施状況報告、この課題をちょっと提起させていただいたわけですが、いろいろとやっぱり私が思うのは、協議会をつくるに当たってはかなり本市としても苦労されたのだろうなというふうには、この平成17年、18年、19年変わらなかったということは、やっぱり何かあったのだろうなというふうには推察はできるわけですね。お話を伺うと、やはりなかなかうまくできなかったというのも一つあったようなので、それは納得するものなのですが、ただ、それをいかに改善していくか、早く、といったことでは、先ほどもおっしゃっていましたが、研修とか今後やられるのでしょうか、これ他市との、何というのですか、県内あるわけですから、他市との交流というか協議の場、そういった中での、これは大きい市、小さい市、関係ないですからね、虐待の問題に関しては、ですから、他市との協議の場、そういった連絡の場、あるいは、これ平準化するというのは変ですけども、情報の共有化、こういった会議体、そういったところでは、その会議体があるのかどうか。それで、座間市として参加して、いや、うちはこういうやり方になってるのだけれどもおたくはどうなのかという、そういったやり方もあってしかるべきだと私は思うわけですよ。ですから、その会議の場があるのかどうか。なければ、これ県に言った方が僕はいいと思うのですよ。県としても当然考えていかなきゃならないし、県のデータも、虐待のデータ、私も入手しましたが、県もやはり同じような状況になってますから、こうしたところではやはり自治体同士が情報を共有しながらさらに改革に努めていくというか、防止に努めていくことが大切だと思いますので、そここのところをお聞きしておきたいというふうに思います。

それで、最後にPRの方ですけども、11月の防止期間というか、ありました。それで、今後ということでお聞きしたわけですけども、やはり今回の防止の期間でいうと、全国的にいうと、大きい都市ではありますが、例えばリボンの大きなたすきをつくって、横浜、川崎だったかな、リレーをしたりだとか、あるいは相模原だとかどこかの施設をオレンジ色にライトアップしてみるとか、さまざまな自治体でいろんなキャンペーンをやられてたわけなのですが、いや、だからといってそれをまねしろとかそういうわけではないのですけれども、これを要は常時やっぱり活動していくことが、PRしていくことが非常に大事なことだと先ほども申し述べたのですが、これは一つやっていただきたいのは、やはり連絡先とか相談先とかというのは見えないのですよ。今回11月の推進月間の中でも、何号でし

たかね、紙面に書いてあるだけだったのですね。それが1回だけです。ただ、やはりこれを周知徹底というか、常時活動にするためには、続けた広報への掲載もそうですけれども、ホームページの方にもやはり児童虐待の連絡先であるとか相談先であるとか、こういう取り組みをしてるというのはぜひ載せていただきたいなというふうに思いますので、そこを要望を含めて質問という形でご答弁いただければなというふうに思います。

2点ほど、だからご答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔答弁〕 田中保健福祉部長

児童虐待防止で再質問をいただきました。

まず、要保護児童対策協議会の関係でございますが、こちらにつきましては、基本的には三層構造になってございまして、まず一番上に協議会がありまして、次に連絡会議、それから個々に行いますケース会議、こういった三層構造で協議の場を設けさせていただいてというのが基本でございます。

虐待防止につきましては、より専門性の高い方がかかわるという部分が中心にどうしてもならざるを得ないという状況がございます。そんな中で、どちらかというとケース会議、それから連絡会議、こちらの方が中心にならざるを得ないというような状況もございます。そんな状況をまずはちょっと説明をさせていただければと思います。

それから、他市との協議、これもやはり今申し上げた虐待防止につきまして専門性の高いということもございます。そんな中で、厚木の児童相談所管内、こちらの管内の関係市町村で協議会というのを設置をしております。この中で情報交換等を行わせていただいているような状況でございます。

それから、防止月間につきましての周知徹底をとということでございますが、議員さんの方からご提案ございましたホームページ、こういったものも含めさせていただきながら、工夫しながらPRに努めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。